

# 江東住吉フラッグフットボールクラブ運営要項

## —会費—

年会費 …3,000円(消費税別途)【3,150円(税込)】…事務手数料、備品購入費等(年度末の3月31日にて更新)  
10月以降入会の場合は1,500円(消費税別途)【1,575円(税込)】のご納入となります。

月会費 …60分クラス: 3,800円(消費税別途)【3,990円(税込)】…幼児~2年生のクラスとなります。

80分クラス: 5,000円(消費税別途)【5,250円(税込)】…通常のクラスになります。

※但し、担当コーチが適正と判断した場合は、クラス変更も可能となります。

会費は毎月12日(土日の場合はその前の金曜日)に当月分を口座振替にてご納入していただきます。

・ご入会までの1ヶ月間(初回月)は1回(60分)1,500円(税別)【1,575円(税込)】にて体験参加可能です。

**※ご入会いただく際に深川七中エリアスポーツクラブ(以下「ななすぼ」)へご入会いただきます。**

## —保険—

当クラブ活動外の当人の責に帰する事故に関しては、当クラブでは一切の責任を負いません。

軽度な傷害の場合の応急処置は致します。

「ななすぼ」指定のスポーツ傷害保険に加入していただきます。

保険内容をご確認の上、必要であれば自己負担にて別途保険へご加入願います。

## —服装について—

運動のできる服装でご参加下さい。

ボール及びフラッグ(腰に装着する旗状の物)はクラブで用意いたします。

必ず水筒と体育館シューズを持たせて下さい。持ち物には必ずクラブ名とお名前をご記入下さい。

## —練習日程および連絡—

毎週月曜日16:30から開催いたします。但し、祝日は休みとなります。

雨天時、台風、警報が出た場合等、都合により練習が無くなる場合は、**練習開始時間の1時間前までに決定し**、らくらく連絡網にてご連絡いたします。入会后にらくらく連絡網(info@ra9.jp)のアドレスよりお持ちの携帯電話まで登録の依頼があります。メールの指示に従い登録いただくようお願いいたします。

その他不明な点があれば下記連絡先までお問い合わせ下さい。

## —フラッグカード—

初回練習終了後に出席確認のためのフラッグカードを配布します。

コーチからの連絡事項をお伝えしますので、毎回目を通して必ず押印して下さい。

1年間使用しますので、大切にお使い下さい。

尚、紛失した場合のカードの再発行は100円、ビニールケースは150円となっております。

## —練習日—

練習日程は各担当者がお配りする日程表(別紙)で指定した日時で行います。

年間36回の練習日を予定しております。

## —欠席する場合—

欠席する場合は、必ず練習開始時間までに事務局(TEL:03-3635-3502)へお電話いただき欠席理由をお伝え下さい。

但し、電話にでることのできない場合もございます。その場合は必ず留守番電話に内容を録音して下さい。

## —休会・退会する場合—

休会・退会の場合は、必ず退会する月の**前月10日までに事務局までご連絡下さい。**

休会の場合には月会費1,000円(税別)のご負担となります。退会される方には退会届をご記入いただきます。

**※退会例 2月末退会の場合 2月10日までに退会届を提出ください。**

この冊子は、フラッグフットボールクラブの運営要項と規約を取りまとめたものです。

必ずご一読の上、大切に保管してください。

尚、記載内容などでご不明な点などがございましたら、事務局までお問い合わせいただくようお願いいたします。

—お問い合わせ、ご連絡は—

江東住吉フラッグフットボールクラブ事務局

NPO法人フラッグフットボール・マネジメント・ジャパン事務局

TEL 03-3635-3502 FAX 03-3631-0459 担当 安川

# 規約

## 1. 総則

- a. 当クラブは「江東住吉フラッグフットボールクラブ」と称し、所在地は総会の定める場所による。
- b. 当クラブは、本クラブに登録した小学生以下の正会員及び本会の目的に賛同する個人、会社、事業所、各種団体の賛助会員により組織する。

## 2. 目的

当クラブは、フラッグフットボールを通じて、子ども達の健全な育成と個性を大切にした人格形成を行い、会員の親睦を深め地域スポーツが発展することを目的とする。

## 3. 入会資格

- a. この規約に賛同される方。
- b. スポーツを行うのに適した健康状態で活動できる方。
- c. 保護者の許可が得られる方。

## 4. 入会及び会費

- a. 当クラブに入会する者は深川七中エリアスポーツクラブ会費を納入しなすば会員となった上で、本クラブの入会申込書を提出し、年会費を納入した時点で入会とする。
- b. 当クラブの会員は会費として、クラブ運営要項に定められた入会登録金及び月会費をNPO法人フラッグフットボール・マネジメント・ジャパン(FMJ)に支払うものとする。
- c. 当クラブの会員は月会費を毎月口座振替にて支払うものとする。

## 5. 懲戒

会員に次の各号の行為があるときは役員会において3分の2以上の同意を得て、これを除名することができる。

- a. 月会費の納付を2ヶ月以上滞納された場合。
- b. 本会の目的に反する言動があったとき。
- c. 本会の名誉をき損し、または秩序を乱したとき。
- d. 競技場で競技の運営を妨げ、またはこれに類する言動があったとき。

## 6. 傷害保険の加入

- a. 会員は本クラブ指定のスポーツ保険に加入するものとする。
- b. 保険加入手続きは、全て当クラブ(深川七中エリアスポーツクラブ)が行うものとする。
- c. 傷害事故等における補償及び責任は、加入する保険会社の約款以内とし、当クラブ活動中の負傷、疾病、その他の事故に起因する傷害の填補について会員及びその保護者は、当クラブに対しては金銭その他の一切の請求を行わず、同保険給付を超える損害については、会員及び保護者がそれぞれ自己の責任において負担するものとする。

## 7. 休会・退会の手続き

- a. 休会・退会を希望する場合は、各担当コーチまたは事務局に前月10日までに申し出、所定の用紙に必要事項をご記入の上、当クラブまで提出するものとする。
- b. 休会の場合はクラブ運営要項に定められた休会費を負担する。

## 8. 写真及び個人情報の取り扱いについて

- a. 当クラブが活動中に取得した入会者の写真・画像・映像については、当クラブ及びFMJが使用することにつき承諾するものとする。
- b. 提供頂いた個人情報については、当クラブ又はFMJの運営及び入会者の管理業務範囲以内での使用に限定するものとする。

## 9. 役員

当クラブの役員は深川七中エリアスポーツクラブ及びFMJの役員にて構成する。

## 10. 運営

当クラブの運営は、当クラブ役員及びFMJにて構成する役員会の協議にて決定する。

## 11. 会計

当クラブの会計は、FMJの会計において行うものとする。

## 12. 細則

- a. 当規約に定めのない事項及び当クラブの運営上必要な催促は、役員会の議決を経て決定する。
- b. 当規約は、役員会の議決を経て改正できるものとする。

## <附則>

平成25年5月25日制定

## <施行>

当規約は、平成25年6月1日より施行する。

<提出用>

## ～ 同 意 書 ～

江東住吉フラッグフットボールクラブ御中

(特定非営利活動法人フラッグフットボール・マネジメント・ジャパン 御中)

クラブ運営要項と規約を承諾した上、活動に参加することに同意します。

平成        年        月        日

参加者氏名\_\_\_\_\_

保護者氏名\_\_\_\_\_ ⑩